

議案第 27 号

長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

上記議案を提出します。

令和 5 年 5 月 9 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 132 号）が施行されたことに伴い、条例の一部改正の必要が生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりその承認を求めるもの。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

長与町国民健康保険税条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第21条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第21条の2中「第22条の2」を「第22条の2第1項」に改める。

第22条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第21条第1項の」を「第21条の」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項及び第4項中「第21条第1項の」を「第21条の」に改める。

附則第6項中「第21条第1項の」を「第21条の」に改める。

附則第10項中「又は、」を「又は」に、「第21条第1項の」を「第21条の」に改める。

附則第12項及び第15項中「第21条第1項の」を「第21条の」に改める。

附則第16項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に、「第21条第1項の」を「第21条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長与町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年3月31日

長与町長 吉 田 慎

